

[症例・事例・調査報告]

多様性の尊重と多文化ソーシャルワーク

寺田貴美代

キーワード：多様性, 多文化ソーシャルワーク, カルチュラル・コンピテンス

Respecting diversity and multicultural social work in Japan

Kimiyo Terada

Abstract

This paper reviews domestic research papers that focus on developing the definition and approach of multicultural social work and its possible applications in various fields. This research clarifies the important points of applying multicultural social work to practice behaviors by defining the type of this social work that is mainstream in Japan, summarizing the development of the approach, and discussing possible applications of this approach in various fields, including refugee and enrollment support. This review then summarizes the issues pointed out by previous scholars regarding the application of multicultural social work and highlights the importance of cultural competence. As indicated in the global definition of social work approved by International Federation of Social Workers (IFSW) and International Association of Schools of Social Work (IASS) which stated, "Principles of social justice, human rights, collective responsibility and respect for diversities are central to social work," it is necessary to address diversity in a wider sense by broadening the inclusion of cultures, even in Japan. This paper also addresses how multicultural social work is expected to help establish a support system that takes into account the social background of the client.

Keywords : diversity, multicultural social work, cultural competence

要旨

本稿は、多文化ソーシャルワークに関する国内の研究論文を文献調査によって整理し、その定義やアプローチの発展についてまとめたものであり、個別領域における適用可能性を把握し、多文化ソーシャルワークを活用す

る上での課題を明確化することを目的としている。具体的方法としては、日本において主流となっている多文化ソーシャルワークの定義を紹介した上で、この定義に基づくアプローチの発展についてまとめ、難民支援や就学支援などの個別領域におけるこのアプローチの適用可能

新潟医療福祉大学 社会福祉学科

[責任著者および連絡先] 寺田貴美代
新潟医療福祉大学 社会福祉学科
〒950-3198 新潟県新潟市北区鳥見町1398番地
E-mail : terada@nuhw.ac.jp

投稿受付日：2019年2月4日

掲載許可日：2019年3月26日

性を整理した。さらに、多文化ソーシャルワークを活用する際の課題についてまとめ、特にカルチュラル・コンピテンスに基づく支援の重要性が指摘されていることを明らかにした。

これらの結果から、多文化ソーシャルワークはカルチュラル・コンピテンスに基づいて、多様な背景を持つ人々への支援を視野に入れたアプローチとしてのさらなる発展が期待されていることが示唆された。また「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」において、社会正義や人権、集団的責任と並ぶソーシャルワークの中核的原理の一つとして多様性の尊重が位置づけられているように、日本でもより広義の多様性に対応し、クライアントの社会的背景に配慮した支援体制の構築に寄与するよう期待されていることが明らかとなった。

I 研究の背景

人々の多様性に対応するソーシャルワークは北米を中心に発展を遂げた経緯があり、その過程においては文化や民族の多様性への配慮としてエスニック・センシティブィティ (ethnic sensitivity) やカルチュラル・アウェアネス (cultural awareness) などの重要性が指摘されてきた。さらに近年では、文化を理解する能力や異なった文化的背景を持つ人々とかかわる能力を意味するカルチュラル・コンピテンス (cultural competence) などが実践の効果を重視するアプローチとして活用されている。

ここでいう多様性について米国ソーシャルワーク教育協議会 (以下、CSWE) は、「年齢、階級、肌の色、文化、障害や能力、民族、ジェンダー、ジェンダー・アイデンティティや表現、在留資格、結婚歴、政治的イデオロギー、人種、宗教、性別、性的指向、部族のステータス等を含む複数の要因の重なり」として定義しており、幅広い意味を有する概念として捉えている¹⁾。さらに、国際ソーシャルワーカー連盟 (以下、IFSW) および国際ソーシャルワーク学校連盟 (以下、IASS) によって2014年に採択された「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」においても、社会正義や人権、集団的責任と並ぶソーシャルワークの中核をなす原理のうちの一つとして多様性の尊重が明記されており、多様性はソーシャルワークを展開する上で極めて重要な概念となっている²⁾。

一方、日本では、人々の多様性に対応するソーシャルワークとして主に多文化ソーシャルワークが広まっている。具体的には、2006年には総務省がまとめた「多文化共生に関する報告書」において多文化ソーシャルワーカーの養成の必要性が指摘されたこともあり、各自治体で研修会などが開催され、文化的多様性に対応する取り組みが行われてきた。また2018年には、社会保障審議会

福祉部会福祉人材確保専門委員会がまとめた報告書である「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」においても、今後、社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することが求められる役割の一つとして多文化共生への対応が位置づけられている。

ただし、このような多文化共生という文脈では、しばしば外国人との共生が想定されており、外国人にかかわる支援全般をさす用語として多文化ソーシャルワークが用いられることも少なくない。さらに先行研究の中には、多文化ソーシャルワークの定義を示さずに曖昧に使用しているケースも存在する。

そのため、本研究をととして多文化ソーシャルワークに関する国内の先行研究を整理し、その論点を明らかにしたいと考えた。

II 研究の方法と目的

本研究は、先行研究の文献調査によって日本における多文化ソーシャルワークの定義やアプローチとしての発展についてまとめた上で、個別領域における適用可能性を把握し、多文化ソーシャルワークを活用する際の課題を明確化することを目的としている。具体的には、多文化ソーシャルワークを扱っている研究論文を調査対象とし、「多文化ソーシャルワーク」および「マルチカルチュラル ソーシャルワーク」をキーワードとしてCiNiiとJ-STAGEを用いてデータベース検索を行った。対象とする年代は検索可能な全ての年代とし、さらに、学会発表要旨や抄録、書評等は対象から除外した。その結果、CiNiiでは26本、J-STAGEでは10本が該当し、このうち3本は同一論文であったため対象から除外した。そして、多文化ソーシャルワークという用語の単発的な使用に留まっている論文や、直接的には多文化ソーシャルワークに言及していない論文、社会福祉領域を扱っていない論文も研究対象から除外した。その上で、関連論文における引用文献の書誌データ等を用いたハンドサーチも行うことにより多文化ソーシャルワークに関する文献を追加し、最終的には24本が研究対象に該当した^{註1)}。

III 結果

本項では、まず1で、国内における多文化ソーシャルワークの主要な定義を紹介し、アプローチとしての発展についてまとめる。次に2で、個別領域への適用可能性を整理し、3で、多文化ソーシャルワークを実際に活用する上での課題を明確化する。

1 主要な定義とアプローチとしての発展

日本において、文化の多様性に対応する支援の必要性を早期から主張した論者に石河久美子がいる。石河は当

初、「異文化ソーシャルワーク」という名称を用いて論じており、「クライアントとワーカーが異なる文化に属する援助関係において行われるソーシャルワーク、もしくはクライアントが自分の文化と異なる環境に移住、生活することによって生じる心理的・社会的問題に対応するソーシャルワーク」として提唱した³⁾。その後、石河は「多文化ソーシャルワーク」と名称を変更し^{註2)}、「多様な文化的背景を持つクライアントに対するソーシャルワーク」「クライアントとワーカーが異なる文化に属する援助関係において行われるソーシャルワーク」「クライアントが自分の文化と異なる環境に移住、生活することにより生じる心理的・社会的問題に対応するソーシャルワーク」であると再定義している⁴⁾。

この石河による定義は、その後、多くの論者によって引用されており、日本社会福祉学会が編集した『滞日外国人支援の実践事例から学ぶ多文化ソーシャルワーク』でも多文化ソーシャルワークの定義として採用されるなど、日本において多文化ソーシャルワークが発展を遂げる礎となった⁵⁾。

そして寶田玲子は、前述の石河の定義を引用した上で、アメリカにおける多文化ソーシャルワーク実践を挙げている。その上で、日本に関しては、国や地方自治体による多文化共生に向けた取り組みの必要性を指摘し、社会福祉士養成教育での多文化ソーシャルワーク教育の意義について論じている⁶⁾。

また野田有紀は、「一般的なソーシャルワークの知識・価値・技術に加えてクライアントの文化的特性を理解すること」が多文化ソーシャルワークの特徴であると述べた上で、前述した石河の定義を引用している。そして、外国人相談業務に携わる実務者としての外国人相談員が、ソーシャルワーカーとしての技術や知識、価値を伴う支援に取り組むことの重要性を論じている⁷⁾。

さらに石川久仁子も石河の定義を引用しており、「日本において多文化ソーシャルワークを確立していくため、福祉専門職は地域住民に対し外国人もしくは海外にルーツをもつ住民の固有の歴史・文化的背景の理解を求めつつ、当事者とかれらの困難に直接的にかかわろうとする市民・ボランティア、他領域の専門職などとの多様な協働を模索し、その経験を検証していく必要がある」と指摘している。また、外国人差別や生活課題が生じる原因には、権利保障の観点の欠損があると述べ、「多文化ソーシャルワークがより機能するためには、国際人権規約にもとづいた市民的権利（自由権、受益権、包括的人権、社会権）に加え政治的権利、文化的権利をみとめる多文化共生社会基本法が必要になる」と論じている⁸⁾。

このほか、石河による定義を自治体の取り組みに用いている例としては、愛知県における多文化ソーシャル

ワーカーの養成・活用事業などがあり、その成果は、石河自身による監修のもとで『多文化ソーシャルワーカーガイドブック』としてまとめられている⁹⁾。

このような事業は愛知県以外の自治体でも取り組まれており^{註3)}、神奈川県では、公益財団法人かながわ国際交流財団が多文化ソーシャルワーク講座を実施している。この事業報告書の中では多文化ソーシャルワークの定義について、「行政、NGO/NPO、外国人コミュニティなどが相互に連携共同し、外国人住民の文化的・社会的背景を理解しながら、外国人住民のさまざまな生活課題の解決に向けた個別支援、プログラム作り、地域における仕組みづくり等を行う総合的な取り組み」と示されている¹⁰⁾。

また門美由紀は、前述の神奈川県における事業を踏まえた上で、「エスニシティに配慮したソーシャルワーク実践の充実を目指す『多文化ソーシャルワーク』の取り組み」は、「『多文化』と『ソーシャルワーク』双方の領域におけるこれまでの研究・実践生蓄積を統合化し、『多文化ソーシャルワーク』として体系化する模索の過程にある」と述べている¹¹⁾。そして門は、福祉専門職が「多文化共生をめざす多職種連携の実践を多文化ソーシャルワークの具体化として位置づけ、その充実と体系化」に努める必要性を指摘している¹²⁾。

2 個別領域への適用可能性

個別領域における多文化ソーシャルワークの適用可能性を論じる研究も複数存在する。

まず、冒頭で取り上げた石河久美子は、日本人と外国人のいわゆる国際結婚による家族や、難民などの家族を例に挙げ、「滞在の深刻化・定住化・永住化に伴う多様化・複雑化・深刻化した問題を複合的に抱える国際結婚家族や外国人家族に対する支援は、まだきわめて不十分」であると述べ、このような問題に対応するにはソーシャルワークによる介入が必須であり、「多文化ソーシャルワークの普及が望まれる」と論じている¹³⁾。

また三木良子は、インドシナ難民への支援における多文化ソーシャルワークの活用可能性に言及しており、難民を対象とする「インタビューや先行研究を通して見えてきたものは、多文化ソーシャルワーカーの実践が早急になされること」であり、「地域や医療機関、様々な組織で実践を行っているソーシャルワーカーが、日本が徐々に多文化化してきていることや、一部を除いた滞日外国人の生活は重層的な支援が必要であることに気づくことで、草の根的に地域社会が滞日外国人への支援を行うことも可能ではないだろうか」と述べている。その上で、「実践現場にいるソーシャルワーカーが、身近な外国人に気付き、少なからず支援を行うことの蓄積が多文化ソーシャルワークの発展に寄与し、実践から学問へ転

換していくことも可能」であると論じている¹⁴⁾。

さらに、荻野剛史もインドシナ難民への支援との関連から多文化ソーシャルワークについて論じており、地域支援者によるインドシナ難民へのサポートが、多文化ソーシャルワークを円滑に行うために必要となるソーシャルネットワークの拡大につながることを指摘している¹⁵⁾。

そして篠原慶朗は、医療との関連から多文化ソーシャルワークに言及しており、外国人患者が安心して治療を継続できる仕組みを作る上で障壁となる課題の解決には、文化的感受性を身に着けるための「cross culturalな教育を受けた多文化ソーシャルワーカーの存在が必要である」と述べている。また『「文化的感受性」を身に着けることで移民労働者や難民に『排他性』を感じさせることなく本人たちが主体性をもてるような支援をしていくこと』も可能になると論じている¹⁶⁾。

このほか金春男は、「多文化間ソーシャルワーク」(下線筆者)という表現を使用しているものの、在韓日本人と在日コリアンのための高齢者福祉施設における支援事例をもとに多文化ソーシャルワークを活用する意義について論じている。そして、在韓日本人や在日コリアンの高齢者のように、「複数の文化を持って老いを経験するというのは、多数の文化的要素の相互作用によるものであろう」と述べ、「社会的及び文化的背景に配慮した多文化間ソーシャルワークの視点を取り入れることが重要である」と述べている¹⁷⁾。

また、戒妙子は外国につながる子どもたちへの日本語教育における多文化ソーシャルワークの活用について論じている。そして、日本語教育の関連領域と多文化ソーシャルワークの関連領域において連携を強め、相互補完的に機能させることで支援困難事例などの問題解決につながる可能性を指摘している¹⁸⁾。

さらに藤本和栄も、外国人の子どもの教育問題と多文化ソーシャルワークとの関係を論じている。藤本はまず、多文化ソーシャルワーカーが必要とされる背景について、「急速に地域社会が多文化化する中で、外国人固有の複雑、高度化する相談ニーズに対応できる支援者が必要」になっている社会状況を指摘し、子どもの就学支援に多文化ソーシャルワーカーがかかわった事例を紹介している。そして、「国、自治体、学校の対応のみでは解決できない子どもたちへの多文化ソーシャルワーカーの活用により、有効な支援を期待できる」と述べている¹⁹⁾。

3 多文化ソーシャルワークを活用する上での課題

多文化ソーシャルワークを実際に活用する際の課題も論じられており、その際には、I「研究の背景」において紹介したように文化を理解する能力や異なった文化的背景を持つ人々とかかわる能力を意味するカルチュラル・コンピテンスに基づく支援の重要性が、複数の論者

によって指摘されている^{註4)}。

まず石河久美子は、アメリカではソーシャルワーカーの業務指針やソーシャルワークの大学教育における教育指針において、「ソーシャルワーカーが文化の多様性を理解し、カルチュラル・コンピテンスを備える必要性が明らかにされている」にもかかわらず、日本のソーシャルワーク教育では「カルチュラル・コンピテンスを養う教育はまだほとんど行われていない」という現状を明らかにしている。そして、基本的技術や知識とカルチュラル・コンピテンスを併せ持つ多文化ソーシャルワーカーの養成の必要性を指摘している²⁰⁾。より具体的には、社会福祉士養成における社会福祉教育や、社会福祉専門職者に対する現任研修における課題に言及し、社会福祉研究においても、多文化ソーシャルワークの理論や実践研究を発展させる必要性を論じている²¹⁾。

また三島亜紀子は、多様性 (diversity) の語義を整理した上で、多様性の尊重がソーシャルワークの実践において重要視されている近年の状況について論じている。その中で、「多様性という語自体は、これまでの日本のソーシャルワーク領域の研究ではあまり利用されてこなかった」と述べ、「人種や民族、宗教などが異なる人々に対するソーシャルワークとしては、『多文化ソーシャルワーク』や『文化的 (カルチュラル)・コンピテンス』」などがキーワードとされてきたことを説明している。そして、石河による多文化ソーシャルワークの定義を紹介した上で、「ソーシャルワークの新しいグローバル定義や英米の社会福祉教育などにおいて」、多様性が用いられるときには「障害者や性別、人種のみならず、年齢や宗教、性的指向などの違いも含まれている。日本でも今後、この講義の多様性尊重という価値観は、実践や教育の中でますます重要となるだろう」と論じている²²⁾。

一方、武田文は「多様な文化的背景をもつ人々に対する総称として」、多文化ソーシャルワークを位置づけており、「外国籍住民が直面する課題のうち、在留資格に関するものは、差別や偏見に基づく雇用や住居に関するもの、さらにこうしたさまざまな問題の背後にある日本社会の態度・価値観、制度、政策、構造に関するものに関しては、外国人に固有の問題であり、こうした問題に取り組む外国人支援や多文化共生のための専門機関での多文化ソーシャルワークが必要」と述べ、多文化ソーシャルワークを発展させるための実践課題や研究課題を整理している²³⁾。また武田は、カルチュラル・コンピテンス (cultural competence) に基づく多文化ソーシャルワークが日本でも論じられている現状を論じた上で、日本におけるカルチュラル・コンピテンスや多文化ソーシャルワークの議論は、「ワーカー自身やクライアントの文化の理解や尊重といったミクロレベルの実践

や、文化的コンピテンスを有するワーカー育成のためのカリキュラムや制度が中心になっている」という問題点を挙げている。そして、「ソーシャルワークのグローバル定義にあるような『社会変革、解放、人権、エンパワメント、社会正義、社会的結束、社会開発』に基づくアプローチの重要性がもっと強調されるべき」とであると指摘している²⁴⁾。

このほか、ヴィラーク・ヴィクトルは日本において多文化ソーシャルワークという表現が主流であるものの、国際的には使われなくなりつつある現状を指摘し、その例として、国際学術誌が「名称を『多文化ソーシャルワークに関する学術誌 (Journal of Multicultural Social Work)』から『ソーシャルワークにおける民族・文化的な多様性に関する学術誌 (Journal of Ethnic & Cultural Diversity in Social Work)』に変更」した事例を紹介している。その上で、国内の社会福祉分野やソーシャルワーク分野において、文化の多様性に関する研究数が限られているという問題を指摘し、「日本でも文化の多様性に対応できる専門職人材を育てるため」の理論枠組みとして、カルチュラル・コンピテンス・アプローチを活用する必要があると述べている²⁵⁾。

IV まとめ

本稿は、多文化ソーシャルワークを扱う国内の先行研究を整理することにより、その論点を明示化している。具体的には、前項の1「主要な定義とアプローチとしての発展」で、石河久美子による多文化ソーシャルワークの定義をとりあげ、この定義を中心にアプローチの発展についてまとめた。そして、2「個別領域への適用可能性」で、難民支援や就学支援などをはじめ、さまざまな個別領域におけるこのアプローチの適用可能性をまとめた。そして、3「多文化ソーシャルワークを活用する上での課題」では、多文化ソーシャルワークを実際に活用する際に指摘されている課題についてまとめ、特にカルチュラル・コンピテンスの重要性が論じられていることを明らかにした。

これら1～3の結果をとおして、多文化ソーシャルワークは外国人支援に留まるものではないことが改めて確認され、カルチュラル・コンピテンスに基づき多様な背景を持つ人々への支援を視野に入れたアプローチとして、さらなる発展が期待されていることを把握した。そして、IFSWやIASSによる「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」やCSWEによる多様性の定義で示されていたように、日本においても、より広義の多様性に対応することが求められており、クライアントのさまざまな社会的背景に配慮した支援体制の構築に寄与するよう期待されていることが明らかとなった。

そこで今後は、カルチュラル・コンピテンスに基づくソーシャルワーク実践の展開や支援体制の構築についてより深く検討することが課題であると考えている。それにより、社会の多文化化や多様化が進展する中で、それらに対応した支援を提供する上で必要となる知識や技術の修得方法も含め、具体的な支援モデルを構築する方策について考察したいと考える。

なお本稿は、JSPS科研費JP16K04206によって助成を受けた研究成果の一部である。また、新潟医療福祉大学倫理審査委員会の承認を得て研究を実施しており（承認番号17665-160523）、本研究において利益相反に該当する事項はない。

註

- 註1) 文献リストのうち、3)～26)が本稿の研究対象となった24本に相当する。
- 註2) 石河は名称変更の理由について、「現場実践者の間では、外国人支援において『多文化共生』がキーワードになっていることもあり、「多様な文化的背景を持つ外国人に対するソーシャルワークは、『異文化間ソーシャルワーク』より、『多文化ソーシャルワーク』」が定着していることを挙げている²⁶⁾。
- 註3) 群馬県においては群馬県多文化共生推進指針が2007年に策定され、多文化共生推進事業として早期から多文化共生ソーシャルワーカーの養成が実施されてきた^{23),27)}。
- 註4) カルチュラル・コンピテンスに統一的な定義は存在せず、論者によって多様な意味で使用されている概念ではあるものの、全米ソーシャルワーカー協会(NASW)の『ソーシャルワーク実践におけるカルチュラル・コンピテンスのための基準と指標』によれば、「カルチュラル・コンピテンスとは、あらゆる文化や言語、階級、人種、民族的背景、宗教、霊的な伝統、在留資格、その他の多様な要素を有する人々に対して、個人やシステムが丁寧かつ効果的に対応するプロセスをさしており、いわばそれは、個人や家族、コミュニティの価値を認め、肯定し、尊重すること」と定義されている²⁸⁾。

文献

- 1) Council on Social Work Education: Policy and accreditation standards council on social work education, CESE, Alexandria, VA, 2015.
- 2) International federation of social workers and

- international association of schools of social work: Global definition of the social work profession, International federation of social workers, Rheinfelden, Switzerland, 2014.
- 3) 石河久美子：異文化間ソーシャルワークの必要性，異文化間ソーシャルワーク——多文化共生社会を目指す新しい福祉実践，川島書店，11-32，東京，2003.
 - 4) 石河久美子：多文化ソーシャルワークとは，多文化ソーシャルワークの理論と実践——外国人支援者に求められるスキルと役割，明石書店，12-50，東京，2012.
 - 5) 南野奈津子：多文化ソーシャルワークとは，社団法人日本社会福祉士会，滞日外国人支援の実践事例から学ぶ多文化ソーシャルワーク，中央法規出版，2-18，東京，2012.
 - 6) 寶田玲子：日本における多文化ソーシャルワーカーの育成の必要性について——アメリカにおける多文化ソーシャルワークの実践事例より，関西福祉科学大学紀要，12：145-155，2009.
 - 7) 野田有紀：外国人相談から多文化ソーシャルワークへの転換の課題，社会論集，(24)：17-40，2012.
 - 8) 石川久仁子：多文化コミュニティ形成におけるソーシャルワーカーの可能性——多文化ソーシャルワークを基点に，コリアンコミュニティ研究，4：4-15，2013.
 - 9) 愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室：多文化ソーシャルワーカーガイドブック，愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室，愛知，2010.
 - 10) かながわ国際交流財団：KIFが考える多文化ソーシャルワーク，かながわの多文化ソーシャルワークの推進に向けて——多文化ソーシャルワーク検討事業報告書，かながわ国際交流財団，17，神奈川，2011.
 - 11) 門美由紀：エスニシティに配慮したソーシャルワーク実践——充実に向けての取り組みと課題，ソーシャルワーク研究，42(2)：95-101，2016.
 - 12) 門美由紀：多文化共生をめざす多職種連携——福祉専門職による埼玉県での実践事例から，保健の科学，60(9)：588-592，2018.
 - 13) 石河久美子：在住外国人の現状と支援の課題——多文化ソーシャルワークの普及に向けて，社会福祉研究，(120)：54-61，2014.
 - 14) 三木良子：難民として来日した人たちの「暮らし」「こころ」「福祉」，ライフデザイン学研究，(9)：365-382，2013.
 - 15) 荻野剛史：インドシナ難民の生活問題解消に向けた地域支援者によるサポートの特性，社会福祉学，55(1)：100-112，2014.
 - 16) 篠原慶朗：多文化精神科クリニックでソーシャルワーカーに求められるもの，こころと文化，13(2)：99-108，2014.
 - 17) 金春男：文化的背景に配慮した在韓・在日外国人高齢者の老後生活の支援——在韓日本人と在日コリアンのための老人ホームをとおして，社会問題研究，61(140)：49-58，2012.
 - 18) 戒妙子：外国につながる子どもたちの日本語教育と多文化ソーシャルワーク連携の緊要性，羽衣国際大学現代社会学部研究紀要，(3)：35-42，2014.
 - 19) 藤本和栄：日系ブラジル人子どもの生活課題——自律をうながす支援の方策，佛教大学大学院紀要，41：45-62，2013.
 - 20) 石河久美子：ソーシャルワーク教育におけるカルチュラル・コンピテンス——教育機関と地域の現状から，こころと文化，7(2)：135-143，2008.
 - 21) 石河久美子：多文化ソーシャルワーク——理論と実践の発展に向けて，社会福祉学，51(2)：108-111，2010.
 - 22) 三島亜紀子：ソーシャルワークのグローバル定義における多様性(ダイバーシティ)の尊重——日本の社会福祉教育への「隠れたカリキュラム」視点導入の意義，ソーシャルワーク学会誌，30：1-12，2015.
 - 23) 武田丈：日本における多文化ソーシャルワークの実践と研究の必要性，ソーシャルワーク研究，35(3)：176-188，2009.
 - 24) 武田丈：多様性の尊重とソーシャルワーク——人権を基盤とするアプローチ，ソーシャルワーク研究，42(2)：73-86，2016.
 - 25) ヴィラーク・ヴィクトル：文化の多様性に関するソーシャルワーク理論及び先行研究，多様性時代のソーシャルワーク——外国人等支援の専門職教育プログラム，中央法規出版，41-84，東京，2018.
 - 26) 石河久美子：多文化ソーシャルワークへの軌跡，こころと文化，11(1)：11-17，2012.
 - 27) 群馬県，平成30年(2018)群馬県多文化共生推進指針，http://www.pref.gunma.jp/04/c15g_00050.html，2019年2月27日.
 - 28) National association of social workers: Standards and indicators for cultural competence in social work practice, NASW, Washington, DC, 2015.